伯耆町産後ケア事業について



産後ケア事業とは、産後にご家族等の支援が得られないお母さんと赤ちゃんに、施設において母子のケア・育児相談・授乳指導等を提供する事業です。

【対象者】

伯耆町に住所があり、下記の①②に当てはまるお母さんと生後１歳未満のお子様。

① 産後の体調回復や育児不安等がある方

② 授乳や沐浴等の育児手技への不安がある方等

※ご利用中に体調不良となった場合は、医療機関の受診をおすすめします。

【ケア内容】

施設利用中は、母子の体調等にあわせ、下記のサービスを受けることができます。食事の提供もあります。

・母体ケア（母体の健康状態のチェック、乳房ケア、休養等）

・乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養状態等チェック）

・育児相談、授乳指導、沐浴指導など（施設によって内容が異なる場合があります）

【利用料・利用期間】

	利用料	利用施設・回数　※別表参照
母子デイケア（日帰り）	無料	町が委託する施設で あわせて７回まで利用できます。
母子ショートステイ（宿泊）		

※８時間を１回と数えます。

※多胎児の場合の利用期間は、２人目以降から１人ごとに５回を加えた日数まで。

【利用の流れ】

１．申請

事前に申請が必要です。妊娠８か月以降に、伯耆町福祉課子育て支援室（こども家庭センター）に申請してください。保健師がお困りのことをお聞きします。

※申請には母子健康手帳が必要です。

※出産退院後すぐに利用される方は、なるべく妊娠中に申請してください。

２．利用承認

申請受付後、利用承認（不承認）通知書が届きます。

３．利用

施設利用可能時間に合わせ、ご利用ください。また、利用する施設は原則１か所でお願いします。

【その他】

※利用施設決定後のキャンセルについては、キャンセル料がかかる場合があります。（利用予定者負担）

※利用期間を超えた場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

・実施施設の空き状況、母子の健康状態等により、希望通りの利用が出来ない場合があります。

・ご利用の際は、母子健康手帳・健康保険証等・決定通知をお持ちください。

・入所の際は、健康チェック等手続きがあります。

〈問い合わせ・申し込み先〉

伯耆町福祉課子育て支援室（こども家庭センター）

電話：０８５９-６８-５５３３